

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月22日	
山口県知事 殿	
提出者	
住 所 広島県広島市南区段原南1-3-53	
氏 名 鹿島建設株式会社 中国支店	
常務執行役員支店長 常岡次郎	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 082-553-7900	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鹿島建設株式会社 中国支店
事業場の所在地	広島県広島市南区段原南1-3-53
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	令和7年度 売上高791億円
③従業員数	441名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ■ゼロエミッション活動の全現場展開 ・最終処分率、廃棄物総量原単位、混合廃棄物原単位の目標を定めて管理 ・現場毎に最適なゼロエミッションの活動を計画 ・混合廃棄物の分別強化 ・施工の合理化等による抑制の徹底 ①プレカット ②梱包の改善 ③施工計画見直しによる数量減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上 主要資材（セメント、コンクリート、アスファルト、砕石、鋼材）での再生材利用率60%以上		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、木くず、廃プラスチック等各現場にて種類ごとに分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまでと同様の取り組みを行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、 生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、 生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行う。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 現在、実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施する計画はない。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 現在、実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施する計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・混合廃棄物、汚泥、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード、 水銀使用製品産業廃棄物 については指定業者制度を取っている。 また、これらの指定業者の施設に対し、1回／2年の施設確認を実施 している。 ・その他の廃棄物は定期的に施設確認を実施。新規取引の際には、事前 訪問による施設確認を 実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・処理委託施設の定期的な視察実施、二次処理先、再生委託先の把握、及び最終処分先の確認(継続実施) ・特定建設資材のリサイクル率100%施設の確保(継続実施) ・リサイクル率の向上を目標として広域認定制度の積極的活用 (廃石膏ボード・消火器・廃バッテリー他)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	鹿島建設株式会社 中国支店	所在地(市町名)	広島市	事業の種類	総合工事業
-------------	---------------	----------	-----	-------	-------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	3,740.45	3,740.45	—	—	—	—	—	—	—	—	3,740.45	3,740.45	2,541.51	2,541.51	3,740.45	3,740.45	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	1.10	1.10	—	—	—	—	—	—	—	—	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	0.00	0.00	0.00	0.00
	プラスチック類	67.03	67.03	—	—	—	—	—	—	—	—	67.03	67.03	22.41	22.41	67.03	67.03	0.00	0.00	0.00	0.00
	紙くず	8.78	8.78	—	—	—	—	—	—	—	—	8.78	8.78	2.88	2.88	8.78	8.78	0.00	0.00	0.00	0.00
	木くず	100.04	100.04	—	—	—	—	—	—	—	—	100.04	100.04	32.91	32.91	100.04	100.04	0.00	0.00	0.00	0.00
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	8.37	8.37	—	—	—	—	—	—	—	—	8.37	8.37	1.35	1.35	7.77	7.77	0.00	0.00	0.00	0.00
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	30.97	30.97	—	—	—	—	—	—	—	—	30.97	30.97	22.96	22.96	30.97	30.97	0.00	0.00	0.00	0.00
	鋳さい	241.00	241.00	—	—	—	—	—	—	—	—	241.00	241.00	241.00	241.00	241.00	241.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	がれき類	12,322.48	12,322.48	—	—	—	—	—	—	—	—	12,322.48	12,322.48	103.30	103.30	12,315.98	12,315.98	0.00	0.00	0.00	0.00
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
	建設混合廃棄物	34.99	34.99	—	—	—	—	—	—	—	—	34.99	34.99	30.61	30.61	28.54	28.54	0.00	0.00	0.00	0.00
	石綿含有産業廃棄物	23.60	23.60	—	—	—	—	—	—	—	—	23.60	23.60	20.65	20.65	0.00	0.00	0.00	0.00	12.80	12.80
	水銀使用製品																				
	その他産業廃棄物																				
	計 (A)	16,578.81	16,578.81	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	16,578.81	16,578.81	3,020.68	3,020.68	16,541.66	16,541.66	0.00	0.00	12.80	12.80

別添1 処理工程図

(別紙)副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表

・再使用をまず検討し、次に再資源化、最後の手段として処分を考える。
・この表は主として新築工事から発生する副産物を対象としている。

【凡例】手続欄の「A」～「F」:「副産物の分類と手続き」一頁参照

「※」:現場内でも取り組める手段

「R1」:資源有効利用促進法の指定副産物

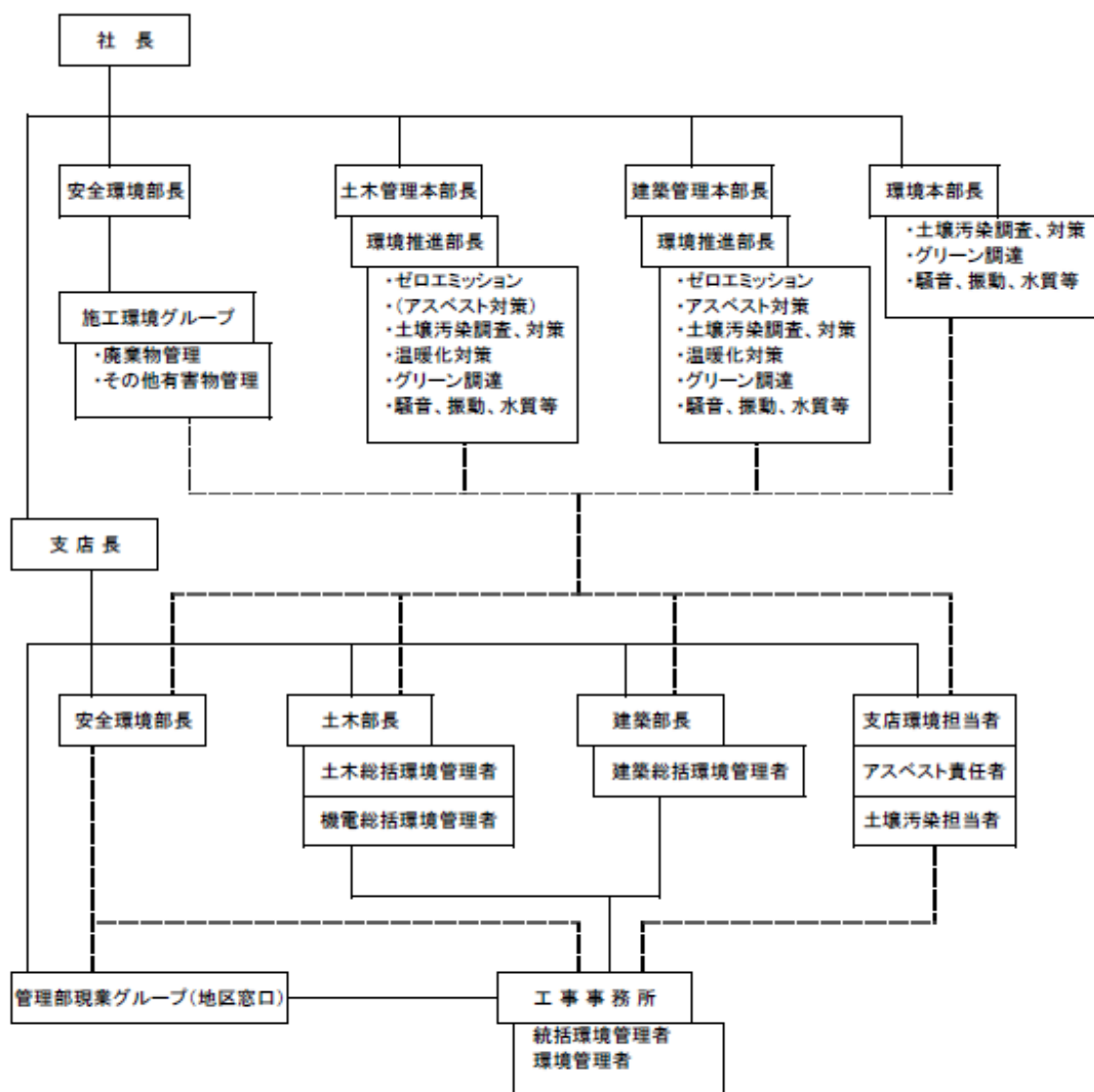
「R2」:建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物

		計画優先順位					
		高		低			
区分	種類	内容	再使用	手続	再資源化	手続	処分
現場内発生副産物	発生土R1	砂・砂利 掘削土 地盤改良土	埋戻し土※ 造成材	E F	改良 ・造成材※		
	汚泥	杭・SMW泥水 シールド汚泥 泥状の掘削土 粉状のセメント	埋戻し材※ (自ら利用)	F	再生 ・流動化土※ ・焼成砂 ・セメント原燃料	A E F	脱水 ・天日乾燥 ※
	コンクリート がらR2	はつりがら・残コン 置化したセメント			破砕 ・再生砕石※	A E F	
	アスファルト・ コンクリート がらR2	アスファルト舗装の解体 がら	路上再生工法		破砕 ・再生アスコン※	A	
	木くず R2	留保材	留保材再使用※ (転用)	D	破砕 ・製紙用チップ ・ボード用チップ ・燃料用チップ	A	焼却
		足場材・バタ角 解体木くず 腐植材 パーティクルボード			・たい肥用チップ※ ・マルチング用チップ※	A F	
	伐採材、抜根材				再生	B	
	金属くず (スクラップ)	鉄骨鉄筋くず 金属加工くず 金属型枠 ファスナー金物類 番線・LGS・パイプ ダクト雑材 スチールサッシ ダンパ・配管くず類 電線類			再生 ・電炉鋼		
	ガラスくず タイルくず	石膏ボード			再生 ・土壌改良材 ・メーカーリサイクル	A C	破砕
		屋根破骨板・ALC ロックウール保温材 グラスウール保温材 耐火被覆くず (ロックウール収付)	再収付け※	F			圧縮※1
		ケイカル板くず レンガ・石類			メーカーリサイクル		
		再生陶磁器、タイル			メーカーリサイクル	C	破砕
							A

		計画優先順位					
		高		低			
区分	種類	具体的内容	再使用	手続	再資源化	手続	処分
現場内発生副産物	廃プラスチック類	養生シート・梱包ビニール 養生残材 電線被覆くず 樹脂製梱包材(シート・ バント・袋類)			・RPF ・セメント原燃料 ・高炉還元材 ・ペレット化	A	破砕 圧縮 溶融
		発泡ウレタン			・軽量骨材 ・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破砕 溶融
		プレート類 タイルカーペット 長尺シート・Pタイル廃材			・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破砕 溶融
		塩ビ管			再生	B	
		塩ビ床シート			メーカーリサイクル	C	
		発泡スチロール 発泡ポリスチレン			再生 ・再生油 ・セメント原燃料	A	溶融※1 破砕
	段ボール	梱包材	養生・梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	焼却
	紙くず	マスキングテープ類 紙クロス・紙袋・梱包紙類 ポイド			・RPF ・セメント原燃料	A	焼却
	繊維くず	水糸類 布テープ類 布クロス ウエス類			・セメント原燃料	A	焼却
	混合廃棄物	コンクリートがら ～繊維くずの分別困難な もの					選別
	廃油 有機溶剤	塗料・シンナー類 プライマー・防水材 配管切削油 油含みウエス 重機の潤滑油・軽油 接着剤・アスファルト類			再生 ・再生油	A	焼却 油水分離
事務所 訪さない 発生 副産物	金属くず (スクラップ)	飲料缶			再生 ・再生アルミ ・碎鋼・ブリキ	B	
	廃プラスチック類	ペットボトル			再生		圧縮 破砕
	紙くず	不要書類・コピー類 梱包紙 新聞紙・雑誌類	裏面使用※		再生 ・コピー紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	B	清掃工場にて 焼却
	段ボール	梱包材	梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	清掃工場にて 焼却
	その他ゴミ	生ゴミ 家具・備品類 タバコの吸いがら					清掃工場にて 焼却

別添2 管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等）



教育訓練の実施状況

- ・環境実務担当者会議（全社）
- ・安全衛生環境委員会（支店）
- ・全社統一冊子『環境管理の手引』配付
- ・工事事務所所長会議等での指示・伝達
- ・本社集合研修での教育

—— 組織上の体制

----- その他の伝達事項